

さっぽろ ^{しょう}障がい者 ^{しゃぶらん}プラン

(^{しょう}障がい者 ^{しゃほけんふくしけいかく}保健福祉計画 ^ぶの部)

かいていあん 改定案

この改定案は、^{かいていあん} 現行の ^{げんこう} 障がい者 ^{しょう} プラン ^{しゃぶらん} に ^{けいさい} 掲載している ^{じゅうてんとりくみ} 重点取組
^{しんちよくじょうきょうとう} の ^ふ 進捗 ^{さくせい} 状況 ^{けんとう} 等を ^{だい} 踏まえ作成した、^{だい} 検討の ^{だい} たたき台 ^{だい} です。

^{こんご} 今後、^{かいぎとう} 会議 ^{いけん} 等で ^{ちょうないちょうせいとう} いただいた ^{ないよう} ご意見 ^{ないよう} や ^{ないよう} 庁内 ^{ないよう} 調整 ^{ないよう} 等により、^{ないよう} 内容 ^{ないよう} の
^{ついか} 追加 ^{しゅうせいとう} ・ ^{おこな} 修正 ^{よてい} 等を行う ^{よてい} 予定です。

しょう しゃほけんふくしけいかく ぶ
障がい者保健福祉計画の部

だい しょう しょう しゃほけんふくしけいかく たいけい
第2章 障がい者保健福祉計画の体系

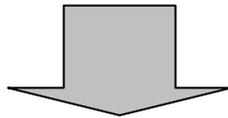
けいかくたいけいず
1 計画体系図

きほんりねん けいかくもくひょう ぶんや
(1) 基本理念・計画目標・分野

基本理念の実現に向け、4つの計画目標を108つの分野に分けて施策展開していきます。

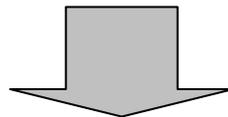
きほんりねん
基本理念

しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい そんちよう
 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し
 ささ あ きょうせいしゃかい じつげん
 支え合う共生社会の実現



けいかくもくひょう
計画目標

- 1 ちいきしゃかい しょう ひと たい りかいそくしん
 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 しせつ びょういん ちいき いこうすいしん さーびす じこけつてい しえん
 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- 3 ちいきせいかつ ささ さーびすていきょうきばん いっそう じゅうじつ
 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 しみん ちいき じぎょうしゃ れんけいきょうか ちいき ふくしりょく こうじょう
 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上



ぶんや
分野

- | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 1 りかいそくしん
理解促進 | 2 さべつ かいしょう けんりようこ
差別の解消・権利擁護 | 3 4 せいかつかんきょう
生活環境 |
| 4 ぎょうせい さーびす
行政サービスにおける配慮 | 5 2 せいかつしえん
生活支援 | |
| 6 3 ほけん いりよう
保健・医療 | 7 5 きょういく いくせい
教育・育成 | 8 6 こよう しゅうろう
雇用・就労 |
| 7 じょうほう こみゅにけーしょん
情報・コミュニケーション | 9 あんぜん あんしん
安全・安心 | |
| 10 8 すぽーつ ぶんか
スポーツ・文化 | | |

(2) 分野ごとの基本施策

10 8つの分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

分野1 理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 3 ~~障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報~~
- 3 4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

分野2 差別の解消・権利擁護

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 権利擁護等に係る啓発広報
- 3 権利擁護及び障がい者虐待防止の推進

分野3 4 生活環境

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 ~~雪対策、災害時等の安全対策の推進~~
- 2 情報バリアフリー化の推進

分野4 行政サービスにおける配慮

- 1 行政サービスにおける配慮
- 2 情報提供の充実

分野5 2 生活支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
しせつにゆうしょしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじや ちいきせいかつ いこうすいしん
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
ふくしようぐ ふきゆうそくしん りようしえん けんきゅうかいはつしえん
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保
ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ

ぶんや 分野 **6-3** ほけん いりよう **保健・医療**

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
しょう げんいん しっぺい よぼうたいさく そうきはっけん そうきりよういく じゅうじつ
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
しょう たい てきせつ ほけん いりようさーびす じゅうじつ
- 3 精神保健・医療の充実
せいしんほけん いりよう じゅうじつ

ぶんや 分野 **7-5** きょういく いくせい **教育・育成**

- 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
らいふすてーじ おう そうだんしえんたいせい じゅうじつ
- 2 早期療育の充実
そうきりよういく じゅうじつ
- 3 学校教育の充実
がっこうきょういく じゅうじつ
- 4 卒業後の支援
そつぎょうご しえん

ぶんや 分野 **8-6** こよう しゅうろう **雇用・就労**

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
この に ーず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ
- 2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）
こよう ば かくだい いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
- 3 福祉的就労における工賃向上
ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう
- 4-3 福祉施設から一般就労への移行推進
ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん

ぶんや 分野 **7** じょうほう **情報・コミュニケーション**

- 1 情報バリアフリー化の推進
じょうほう か すいしん
- 2 情報提供の充実
じょうほうていきょう じゅうじつ
- 3 コミュニケーション支援体制の充実
しえんたいせい じゅうじつ

ぶんや
分野9 あんぜん あんしん
安全・安心

1 ゆき さいがい つよ すいしん
雪や災害に強いまちづくりの推進

2 さいがいじ ようしえんしゃたいさく すいしん
災害時における要支援者対策の推進

3 ちいき みまも かつどう すいしん
地域における見守り活動の推進

4 しょうひしゃひがい ぼうし
消費者被害の防止

ぶんや
分野10-8 すぽーつ ぶんか
スポーツ・文化

1 すぽーつ ぶんか げいじゅつ かつどう しょうがいがく しゅうかつどう たい しえん
スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

分野1 理解促進

＜現状と課題＞

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障がいのある人に対する理解促進を一層進める必要があると考えられます。

そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まるような取組を進める必要があります。など、障がいのある人に対する権利擁護について理解を促進する必要があると考えられます。

＜平成25年度 障がい児者実態等調査から＞

障がい者への理解が深まるために必要なこと

- ・福祉教育の充実（障がい者調査 45.9%、障がい児調査 64.5%、難病患者調査 70.8%）
- ・ボランティアの育成（障がい者調査 35.9%、障がい児調査 35.3%、難病患者調査 53.0%）
- ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査 70.6%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

基本方針 2	地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。
基本方針 3	市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進を図ります。

◆基本施策	
基本施策 1	啓発・広報活動、福祉教育などの推進
基本施策 2	公共サービス従事者などに対する理解促進
基本施策 3	障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報
基本施策 3.4	ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

- 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
 - 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。

＜重点取組＞

- ◆ 広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報
 広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報すること
 で、障がい者福祉の向上を図ります。

- ◆ 出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報障がい福祉施策の周知

市職員が地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報提供・情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、普及啓発用冊子をさまざまな機会に配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内小学校6年生を対象に配布し、授業に役立てます。

◆障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

<重点取組>

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実

居宅介護事業所のサービス提供責任者等を対象に、個別支援計画の作成に係る研修を実施することにより、利用者一人ひとりの実態に即した個別支援への取組を促し、利用者の自立

せいかつそくしん はか
生活促進を図ります。

◆ 障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、
企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行うことで、
障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策3—障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

⇒分野2へ

基本施策3-4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

- 各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介すること
により、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

＜重点取組＞

◆ ボランティア振興事業 ボランティア研修センターの運営

地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種
研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・
支援などを実施します。

◆ まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぼ
ーとほっと基金）

市民活動団体に対して、地域の課題などの解決に向けて自ら
行動するための支援を充実します。

※ さぼーとほっと基金（市民まちづくり活動促進基金）

しみん きのふ げんし しみんだんたい じぎょうじよせい おこな
市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとと
もに、きのふぶんか じよせい はか
もに、寄附文化の醸成を図ります。

かんれんけいかく ぶんや りかいそくしん
関連計画（分野1：理解促進）

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画

さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

ぶんや さべつ かいしょう けんりようご
分野2 差別の解消・権利擁護

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう こうふ へいせい ねん がつ
平成25年6月、障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に
しこう ほうりつ ぎょうせいきかんとく みんかんじぎょうしゃ しょう
施行されます。この法律により行政機関等や民間事業者に障がい
を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人
がひつよう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう こうりてき はいりよ
が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮
が求められます。

しょう ひと たい ぎゃくたい ほうし そうきはっけん
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎゃくたい おこったとき かんけい
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係
きかんとく れんけい てきせつ しえん おこ ひつよう
機関等との連携による適切な支援を行っていく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん 1 しょうがいしゃきほんほうおよ しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと しょう
基本方針1 障害者基本法及び障害者差別解消法に基づき、障がい
を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

きほんほうしん 2 しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう もと しょう しゃぎゃくたい ほうしとう
基本方針2 障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、
しょう ひと けんりようご すず
障がいのある人の権利擁護を進めます。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく 1 しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん
基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

きほんしさく 2 けんりようごとう かか けいはつ こうほう
基本施策2 権利擁護等に係る啓発・広報

きほんしさく 3 けんりようごおよびしょう しゃぎゃくたいほうし すいしん
基本施策3 権利擁護及び障がい者虐待防止の推進

基本施策1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

○ 国の基本方針に基づき、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた

準備を進めるとともに、施行後の適切な運用に努めます。

＜重点取組＞

◆ 障害者差別解消法の円滑な施行【→新規追加】

国の基本方針等に基づき、職員対応要領や相談体制の

整備等を進め、障がいのある人の差別の解消の推進と、合理

的配慮の提供に取り組みます。

基本施策2 権利擁護等に係る啓発・広報

○ 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

○ 障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

＜重点取組＞

◆ 北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある方々の権利の擁護

と障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進を図る

ために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域

における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介

するほか、^{けんりようご}権利擁護に係る啓発・^{こうほう}広報に努めます。

◆ ^{しょう}障がい^{とうじしゃとう}当事者等の^{いけんはんえい}意見反映

^{しょう}障がいの^{かた}ある方をはじめ、^{ひろ}広く^{しみん}市民の^{いけん}意見が^{しせい}市政に^{はんえい}反映されるよう、^{しみん}市民の^{こえ}声を^き聴く^{きかい}機会の^{じゅうじつ}充実を^{はか}図ります。

【参考】北海道障がい者条例について

^{ほっかいどうしょう}北海道^{しょう}障がい者^し及び^{しょう}障がい児の^{けんりようごなら}権利擁護^{しょう}並びに^{しょう}障がい者^し及び^{しょう}障がい児が^じ暮らしやすい^{ちいき}地域^{すいしん}づくりの^{かん}推進^{じょうれい}に関する^{りやくしょう}条例（略称：^{ほっかいどうしょう}北海道^{しょう}障がい者^し条例）は、^{しょう}障がい^{あんしん}があっても^{ちいき}安心して^く地域で^{暮らし}することのできる^{しゃかい}社会^{めざ}づくりを^{しょう}目指し、^{しょう}障がい^{かた}のある方^{けんりようご}の^{けんり}権利擁護^と暮らしやすい^{ちいき}地域^{すいしん}づくりを^{じょうれい}推進するための^{じょうれい}条例です。

^{おも}主な^{しさく}施策^{はしら}の^{つぎ}柱は次の3つです。

- 1 ^{しょう}障がい^{かた}のある方^くの^{ちいき}暮らしやすい^{すす}「地域づくり」を進めます
- 2 ^{ちいき}地域で^い生き生きと^く暮らし^{はたら}せるよう^{しょう}働く^{しゃ}障がい者^{おうえん}を^{おんえん}応援します
- 3 ^{しょう}障がい^{かた}のある方^{ぎゃくたい}の^{さべつとう}虐待^{けんりようご}や^{すす}差別等^をなくし、^{けんり}権利擁護を進めます

^{さっぽろし}札幌市におきましても、^{ほっかいどうしょう}北海道^{しょう}障がい者^し条例^{もと}に基づき、^{しょう}障がいの^{かた}ある方^{しょう}も^{かた}障がいのない方^{とも}も、^く共に^{めざ}暮らしやすい^{まち}まちづくりを^{めざ}目指して^{いきます}いきます。

基本施策2 権利擁護等及び障がい者虐待防止の推進

○ ^{けんりようご}権利擁護^{しょう}及び^{しゃぎやくたい}障がい者^{かん}虐待^{する}に関する^{そうだんたいせい}相談体制^{じゅうじつ}の^{はか}充実を^{はか}図るとともに、^{しょう}障がい^{しゃぎやくたい}者^{たい}虐待^{てきせつ}に対する^{しえん}適切な^{すす}支援を進めます。

＜^{じゅうてんとりくみ}重点取組＞

◆ ~~障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進~~

~~障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業
の一層の推進により、障がいのある方の権利擁護のための相談
支援体制の強化を図ります。~~

~~また、平成24年10月施行予定の障害者虐待防止法に
基づき、通報・相談窓口の充実や関係機関とのネットワーク
体制強化などの虐待防止の取組を進めます。~~

~~⇒ 障がい福祉計画の部（**、**、**ページ）もご覧ください。~~

◆ ~~障がい者虐待防止対策等の推進~~

~~障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口にお
いて虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日
における緊急連絡先を設置することにより、24時間365日
の通報受付を行います。~~

~~また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機
関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保
護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携によ
り、速やかな保護を行います。~~

~~その他、セミナーや講演会の開催、啓発リーフレットの
配布等により、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、
虐待予防や早期発見に努めます。~~

◆ ~~子どもの権利救済機関の運営~~

~~いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに~~

かか さまざま なや う きゅうさい もうした とう もと
関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、
こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん じじつかくにん ちょうさ かんけいしゃかん
公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間
ちょうせいとう おこな
の調整等を行います。

さんこう しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃ ていぎ
【参考】 障害者基本法による障害者の定義について

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た しんしん
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身
きのう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的
ににちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものい
ます。

しょうがいしゃきほんほうだい じょう
(障害者基本法第2条)

ぶんや せいかつかんきょう
分野3.4 生活環境

げんじょう かだい
<現状と課題>

へいせい ねん せいいてい ぼりあふりーしんぽう へいせい ねん しん
平成18年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成21年に新・
さっぽろし ぼりあふりーきほんこうそう さくてい しなひ じゅうてんせいびちく
札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備地区を
せつてい しせつ ぼりあふりーか すいしん
設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

へいせい ねん がつ ほんせい ひがしにほんだいしんさい けいき さいがいじ あんぜん
平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全
たいさく かんしん たか しょう ひと
対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめ
ようえんごしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう かんが
要援護者の避難支援の取組を充実する必要があると考えられます。

だれ じょうほう つた じょうほう ぼりあふりー
また、誰にでも情報が伝わりやすくなるよう、情報バリアフリー
すいしん いしそつうしえん じゅうじつ もと
の推進や意思疎通支援の充実などが求められています。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん すべ しみん あんしん かいてき く すす
基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進め
ます。

きほんほうしん さいがい つよ すす ぼうさいたいせい かくりつ
基本方針2 災害に強いまちづくりを進め、防災体制の確立をはじめ、
さいがいじ しようえんごしゃ たいさく すいしん はか
災害時要援護者の対策の推進を図ります。

きほんほうしん じょうほう ぼりあふりーか すいしん いしそつうしえん じゅうじつ はか
基本方針2 情報バリアフリー化の推進、意思疎通支援の充実を図
じりつ しゃかいさんか しえん
り、自立と社会参加を支援します。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく ぼりあふりーもと すいしん
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく ゆきたいさく さいがいじとう あんぜんたいさく すいしん
基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

きほんしさく じょうほう ぼりあふりーか すいしん
基本施策2 情報バリアフリー化の推進

基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

- すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

<重点取組>

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある方、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

◆バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌バリアフリー基本構想に基づき、すべての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

◆^{こうつう ばり あ ぶり - すいしんじぎょう}交通バリアフリー推進事業

^{しょう}障がいのある方や^{かた こうれい}高齢の方等が^{こうきょうこうつうきかん りよう}公共交通機関を利用して
^{いどう}移動する際の^{さい りべんせい およ あんぜんせい}利便性及び安全性の^{こうじょう}向上の^{そくしん}促進を図るため、
^{こうきょうこうつうじぎょうしゃ おこな}公共交通事業者が行う^{ばり あ ぶり - か}バリアフリー化^{せいび}整備について^{ほじょ}補助を
^{おこな}行うことで、^{かくかんりしゃ れんけい}各管理者と^{とりくみ}連携しながら^{すす}取組を進めます。

◆^{ほどう ばり あ ぶり - せいびじぎょう}歩道バリアフリー整備事業

^{だれ あんしん}誰もが^{ほこう}安心して^{ほどう ていきょう}歩行できる^{じゅうてんてき}歩道を^{せいび}提供するため、^{ちく せいかつかんれんけいろ}重点的に^{ほどう ばり あ ぶり - か}整備すべき^{すいしん}地区の^{せいび}生活関連^{せいかつかんれんけいろ}経路の^{ほどう ばり あ ぶり - か}歩道バリアフリー化を^{すす}推進
します。

◆^{あんぜん あんしん こうえんさいせいびじぎょう}安全・安心な公園再整備事業

^{しょう}障がいのある方や^{かた こうれい}高齢の方など^{だれ}誰もが^{かいてき りよう}快適に^{こうえんせいび}利用できる^{すす}公園^{でいりぐち}整備を進めます。^{えんろ だんさかいしょう}出入口・^{かいたん て}園路^{せっち}段差^{べんち}解消^{きゅうようしせつ}や^{しんしょうしゃたいおうがたべんじょ}階段^{かいしゅうとう}の手すり^{おこな}設置、^{べんち}ベンチなどの^{きゅうようしせつ}休養施設、^{しんしょうしゃたいおうがたべんじょ}身障者^{かいしゅうとう}対応型^{おこな}便所の^{かいしゅうとう}改修等を
行います。

◆^{しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ ばり あ ぶり - かいぜん すいしん}市有施設の保全改修に併せたバリアフリー改善の推進

^{おす とめい とたいおうと いれ}オストメイト^{せっち てんじぶろくく}対応^{ふせつ}トイレの^{おす とめい とたいおうと いれ}設置^{きそん}や^{しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ}点字^{ばり あ ぶり - かいぜん}ブロック^{すす}の^{ふせつ}敷設など、
^{きそん}既存の^{しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ}市有施設^{ばり あ ぶり - かいぜん}の^{すす}保全改修^{ふせつ}に併せて、^{ふせつ}バリアフリー^{すす}改善を進め
ます。

◆^{ちかてつ あんぜんたいさく}地下鉄における安全対策

^{ちかてつ えきほ - む}地下鉄^{かどうしきほ - む さく}駅^{せっち}ホーム^{ほ - む}に^{せっち}可動式^{ほ - む}ホーム^{せっち}柵^{ほ - む}を設置し、^{ほ - む}ホーム^{せっち}からの

りよかくてんらくじ こ れっしやせっしょくじ こ ぼうし つと しょう
旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障
がいのある方や高齢の方等が安全で安心して地下鉄を利用でき
るよう取組を進めます。

◆安全な自転車利用環境の推進

ほどうじょう ほ こうしゃ こうさく めいわくちゅうりん ほこうかんきょう
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境
の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある方をはじめ市民
の方にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なま
ちづくり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが
あんしん あんぜん つうこう かんきょう じつげん じてんしゃそうこうくかん
安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間
の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの
こうかてき しゅうち けいはつ はか
効果的な周知と啓発」を図ります。

◆車椅子利用者向け市営住宅の整備

こうじょうてき くるまいす しょう しょう かた じゅう
恒常的に車椅子を使用している障がいのある方のための住
こ しいいじゅうたく いちぶ せいび
戸を、市営住宅の一部に整備します。

◆福祉のまちづくり施設整備資金融資（民間施設改善資金貸付金等）

みんかんじぎょうしゃ こうきょうてきしせつ せいび かいぜん すいしん
民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、
しょう しゃたいおう えれ べーたー くるま しょうしゃよう と いれ がいぶ
障がい者対応エレベーター、車いす使用者用トイレ、外部
でいりぐち じどうど あせっちとう ばりあふりーかこうじ たい きんゆう
出入口の自動ドア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融
きかん きょうちようゆうし おこな
機関との協調融資を行います。

【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

●バリアフリー

建物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用にも配慮した設計のこと。

●ユニバーサルデザイン

障がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・製品の

基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

(⇒分野9へ)

基本施策1 情報バリアフリー化の推進

基本施策2 情報提供の充実

基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

基本施策2 情報バリアフリー化の推進

○ 障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた環境整備を推進します。

※情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

○ 障がい特性に応じた意思疎通支援体制の充実に努めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 障がいのある方の情報通信技術の利用促進に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

◆ 補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合自立支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ 障がい福祉計画の部（**ページ）もご覧ください。

◆ 意思疎通コミュニケーション支援事業の円滑な提供

障害者総合自立支援法に基づく意思疎通コミュニケーション支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（**ページ）もご覧ください。

◆ テレビ電話を活用した聴覚障がい者を対象とした消費生活相談

聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な

たいおう はか
対応を図ります。

かんれんけいかく ぶんや せいかつかんきょう
関連計画 (分野 **3** **4** : 生活環境)

しん さっぽろしばり あふり - きほんこうそう
◆新・札幌市バリアフリー基本構想

しん さっぽろしばり あふり - とくていじぎょうけいかく
◆新・札幌市バリアフリー特定事業計画

さっぽろしちいきほうさいけいかく
◆札幌市地域防災計画

さっぽろしさいがいじようえんごしゃひなんしえん
◆札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン

さっぽろしこうつうじぎょうけいえいけいかく
◆札幌市交通事業経営計画

さっぽろしじゅうたくますたーぷらん
◆札幌市住宅マスタープラン2011

さっぽろしじてんしゃりようそうこうけいかく
◆札幌市自転車利用総合計画

ぶんや ぎょうせい さーびす はいりよ
分野4 行政サービスにおける配慮

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう
平成28年4月に施行される障害者差別解消法により、障がいの
かた ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ぎょうせいきかんと
ある方が必要とする社会的障壁の除去の実施について、行政機関等
ひつよう ごうりてき はいりよ おこな ほうてき ぎむ
が必要かつ合理的な配慮を行うことは、法的な義務となります。
しょくいん しょう しゃりかい そくしん つと まどぐちとう
職員の障がい者理解の促進に努めるとともに、窓口等における
しょう かた はいりよ てっぺい じょうほうていきょう じゅうじつ はか ひつよう
障がいのある方への配慮の徹底や情報提供の充実を図る必要が
あります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん ぎょうせい さーびす ていきょうとう しょう とくせい
基本方針1 行政サービスの提供等にあたっては、障がい特性に
おう ごうりてき はいりよ つと
応じた合理的な配慮に努めます。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく ぎょうせい さーびす はいりよ
基本施策1 行政サービスにおける配慮

きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ
基本施策2 情報提供の充実

ぎょうせい さーびす ていきょうとう しょくいん しょう かた
○ 行政サービスの提供等にあたっては、職員に、障がいのある方へ
りかい そくしん ごうりてき はいりよ つと
の理解を促進するとともに、合理的な配慮に努めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

しょくいん たい しょう しゃりかい そくしん しんきついか
◆職員に対する障がい者理解の促進 【→新規追加】

けんしゅうとう つう しょくいん たい しょう しゃりかい そくしん つと
研修等を通じ、職員に対する障がい者理解の促進に努める

◆^{こうほうし}広報誌、^{こうほうばんぐみ}広報番組、^{ほーむぺーじ}ホームページなどを通じた広報（再掲）
⇒ ^{ぺーじさんしょう} **ページ参照

◆^{さっぽろしこうしきほーむぺーじ}札幌市公式ホームページの管理運営

^{しょう}障がいのある方が^{かた}ホームページから^{じょうほう}情報を得やすいよう、^あアクセシビリティ（使いやすさ）の^{さら}更なる^{こうじょう}向上を図るなど、^{ほーむ}ホームページ全体の^{つか}使い勝手の^{つか}向上に努めます。

◆^{ふくしがい}福祉ガイド等の^{さくせい}作成・^{はいふ}配布、^{かくしゅそうだんまどぐち}各種相談窓口の^{しょうかい}紹介（再掲）
⇒ ^{ぺーじさんしょう} **ページ参照

◆^{てんじ}点字・^{おんせい}音声による^{じょうほうていきょう}情報提供

^{しかく}視覚に^{しょう}障がいのある方のために、^{かた}広報さっぽろの^{しせいじょうほう}市政情報の^{てんじばん}点字版「^{てんじ}点字さっぽろ」、^{ろくおんばん}録音版「^{こえ}声のさっぽろ」を^{はっこう}発行します。

◆^{さまざま}様々な^{しょう}障がいに^{はいりよ}配慮した^{じょうほうていきょう}情報提供

特に、^{とく}障がい福祉に関する^{しょう}パンフレットや^{ふくし}ガイドブックなどは、^わ分かりやすい^{ひょうげん}表現に^{こころ}心がけ、^{かんじ}漢字への^{るび}ルビ、^{せんもんようごとう}専門用語等への^{ちゅうしゃく}注釈、^{にじげん}二次元^{こーど}コードを^つ付けるなど、^よ読みやすくする^{くふう}工夫に^{つと}努めます。

^{しょうがいふくし}障害福祉サービス事業所等に関する^{じぎょうしょとう}空き^{かん}情報の^あ紹介^{しょうかい}について

しないしよざい しょうがいふくし さーび すじぎょうしょとう かん あ じょうほう ほーむ
市内所在の障害福祉サービス事業所等に関する空き情報をホーム
ページで紹介することで、障がいのある方が事業所を選択する際の
りべんせい こうじょう はか
利便性の向上を図ります。

ほーむ ページ うんよう かくさーび すていきょうじぎょうしょ
ホームページの運用については、各サービス提供事業所において
じょうほう すいじこうしん かくさーび すていきょうじぎょうしょ きょうりよく
情報を随時更新していただくなど、各サービス提供事業所の協力を
え
得ております。

あ じょうほう きーわーど じぎょうしょばんごう ほうじんめいまた じぎょうしょめい じぎょうしょ
空き情報は、キーワード、事業所番号、法人名又は事業所名、事業所
しよざいく さーび す しゅるい さまざま じょうけん けんさく
の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索することができます。

あいしょう げんき
愛称 元気さーち

ほーむ ページ あどれす
ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

ふくし さーびす たい にーず たようか ともな ここ けーす
福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに
おう しえん らいふすてーじ おう いっかん しえん もと
応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められてい
るほか、これからのちいきふくし にな じんざい いくせい もと
地域福祉を担う人材の育成が求められています。

じゅうどしょう ひと はったつしょう ひと ちいき せいかつ
重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活していく
ためのしえんたいせい しょう ひと こうれい あんしん
支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して
暮らすことができるようなしえんたいせい じゅうじつ ひつよう かんが
支援体制を充実する必要があると考え
られます。

しょう ひと しゃかいさんかそくしん ひつよう いどうしゅだん かくほ
障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保が
もと
求められています。

ちいきせいかつ おく しえいじゅうたく くる ーぶ ほーむ す
地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなどの住まい
ば かくほ もと
の場の確保が求められています。

へいせい ねんどしょう じしやじったいとうちようさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

きぼう せいかつ
希望する生活のためにあればいいこと

こうれい あんしん せいかつ しょう しゃちょうさ
・高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査

45.7%、障がい児調査 38.0%、難病患者調査 52.7%）

こま そうだん おしえて ばしょ しょう しゃちょうさ
・困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査

36.9%、障がい児調査 34.9%、難病患者調査 39.8%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと じ こけつてい じ こせんたく そんちよう ここ
基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々の
にーず たいおう しえんたいせい せいび さーび すていきょうきばん
ニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤

いっそう じゅうじつ はか
 の一層の充実を図ります。

きほんほうしん
基本方針 2

しょう ひと ちいき あんしん く
 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる

かんけいきかん じぎょうしゃ ほんてい あとう ちいき ふくしりよく
 よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力

れんけい らいふすてーじ おう きめ
 との連携により、ライフステージに応じた切れ目のない

そうだんしえん さーび すていきょうたいせい じゅうじつ はか
 相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策	
基本施策 1	ここ に 一 ず たいおう しえんたいせい さーび すていきょうきばん せいび 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	しせつにゆうしょしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	ふくしりよく ふきゅうそくしん りようしえん けんきゅうかいはつしえん 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
基本施策 4	ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ 地域福祉を担う人材育成・確保

- きほんしやく ここ に 一 ず たいおう しえんたいせい さーび すていきょうきばん せいび
基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- しょうがいしゃ **総合** せいりつしえんほう もと しょうがいふくし さーび す とう えんかつ
 障害者**総合**自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な
 ていきょう つと
 提供に努めます。
 - ここ たいおう おう いっかん しえん
 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができ
 るよう、そうだんしえんたいせい かんけいきかん れんけい じゅうじつ はか
 よう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボラン
 ティア等の地域福祉力を活用するなど、しえんたいせい じゅうじつ つと
 支援体制の充実に努めます。
 - じゅうどしょう かた いりょうてき ひつよう かた たい しえん じゅうじつ
 重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実
 けんとう すす
 について検討を進めます。
 - はったつしょう かた かぞく かた たい かんけいきかん れんけい
 発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を
 はか おう いっかん しえん じゅうじつ つと
 図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
 - なんびょうかんじゃ かた たい なんびょうとう とくせい びょうじょう へんか しんこう ふくし
**難病患者の方に対して、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉
 に 一 ず とう はいりょ しえん すす
 ニーズ等）に配慮した支援を進めます。**
 - しょう かた こうれい ちいき あんしん せいかつ
 障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、

必要な支援体制について充実を図ります。

- 移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について引き続き検討を進めます。

＜重点取組＞

◆ 相談支援事業の充実・関係機関の連携体制の強化

障がいのある方が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実と、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。

相談支援事業所においては、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする関係機関や地域福祉関係者との連携を図ったり、地域で生活する障がいのある方をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援します。

また、基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所に対する専門的な助言、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行います。

各種事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心とした関係機関相互の連携体制の強化を図り、適切な支援を提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部（**ページ）もご覧ください。

◆ 関係機関の連携体制の強化

各種事業の実施にあたっては、自立支援協議会における各部会（地域部会、専門部会）を中心に、情報の共有、研修の開催、地域課題の発掘・検討等を通じて、関係機関相互の連携体制の

きょうか はか
強化を図ります。

◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

障害者総合自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供
基盤の充実のほか、障がいのある方に対する交通費助成、機能
回復・訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス
提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（**ページ以降）もご覧ください。

◆ 重度の障がいのある方に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細か
な支援を提供し、地域で安心して暮らしていくことができるよ
う、有償ボランティア等の地域福祉力を活用した仕組みを
取り入れるなど、介助制度の充実を図ります。

※ パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

在宅で生活する重度の身体障がいのある方が、地域住民
等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

◆ 医療的ケアが必要な重度の障がいのある方に対する地域生活
支援の充実の検討

医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が安心して
日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることが
できるよう、サービス提供基盤の整備について検討を進めます。

◆ 障がいのある方の高齢化に対する支援の検討

こうれいか しんしん きのう ていか かた ちいき あんしん せいかつ
高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活
できるよう、しょうがいしゃ **そうごう** じりつしえんほう かいごほけんほう さーびす
障害者**総合**自立支援法や介護保険法のサービスを
ちゅうしん ぼらんてい あとう ちいきふくしりよく かつよう しえん
中心に、ボランティア等の地域福祉力も活用するなど、支援
たいせい かた ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ ほか
体制のあり方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

◆ **いどうしえんじぎょう かくじゅう けんとう**
移動支援事業の拡充の検討

いどうしえんじぎょう りようたいしょう がいしゅつ はんいとう
移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等に
ついで、しみんにーずをふみまえ、そのかくじゅうむ けんとう
市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を
ひ つづ すす
引き続き進めます。

⇒ **しょう ぶくしけいかく ぶ** (** ページ) もご覧ください。

◆ **ぼらんてい あとう ちいきふくしりよく かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう**
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

しょうがいのある方が地域で安心して生活できるよう、
ぼらんてい あとう ちいきふくしりよく かつよう しえんたいせい かた
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制のあり方につ
いてけんとう
いて検討します。

◆ **しょう かた たい けんりようご ぎゃくたいぼうしたいさく すいしん**
障がいのある方に対する権利擁護、虐待防止対策の推進
(⇒分野2へ)

◆ **ちんたいしえんじぎょう ぶきゅう**
あんしん賃貸支援事業の普及

みんかん じゅうたくかんけいじぎょうしゃ たい ちんたいしえんじぎょう
民間の住宅関係事業者に対して「あんしん賃貸支援事業」
しゅうち おこな こうれい かた しょうがい かた うい
の周知を行い、高齢の方や障がいのある方などを受け入れる
みんかんちんたいじゅうたく とうろく うなが
民間賃貸住宅の登録を促します。

※ **ちんたいしえんじぎょう**
あんしん賃貸支援事業

こうれい かた しょうがいのある方、がいこくじん かたおよ こそだ せたい
高齢の方や障がいのある方、外国人の方及び子育て世帯に

たい にゆうきょ う い みんかんちんたいじゅうたく ちゅうかい さほーと
対して、入居を受け入れる民間賃貸住宅、仲介をサポート
きょうりょくてん にゆうきょしゃ きょじゅうしえん おこな しえんだんたい
する協力店、入居者の居住支援を行っている支援団体の
じょうほう ていきょう みんかんちんたいじゅうたくさがし きょじゅうしえん
情報を提供することで、民間賃貸住宅探しや居住支援を
おこな じぎょう
行う事業。

◆ しょうひしゃひがいはうし じぎょう (⇒分野9へ)
消費者被害防止ネットワーク事業

◆ しょう じ しゃしえんしさく さいせいり いちげんか
障がい児・者支援施策の再整理・一元化

へいせい ねん がつ へいせい ねん よてい しょう じ しゃ かん
平成27年4月平成25年(予定)から、障がい児・者に関する
しさをくてんかい ほけんふくしきょく とうごう じ しゃいっかん き め
施策展開を保健福祉局に統合し、児・者一貫した切れ目のない
しえん じつげん めざ
支援の実現を目指します。

◆ ようかいごしゃとう はいしゅつしえんじぎょう しゅうしゅう しんきついか
要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)【→新規追加】

すてーしょん さいしゅつ こんなん こうれいしゃ
ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者や
しょう かた たい せいかつ おおがた しゅうしゅう
障がいのある方などに対して、生活ごみや大型ごみの収集を
しえん
支援します。

◆ はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう
発達障害者支援体制整備事業

こべつしえんふあいる さほーとふあいる さくせい しゅうち
個別支援ファイル(サポートファイルさっぽろ)の作成と周知、
しえんしゃ じんざいくせい ぺあれんとめんたー おや そうだんやく ひと
支援者への人材育成、ペアレントメンター(親の相談役となる人)
とう かつよう かぞくしえん ふきゅうけいはつさつし さくせい はいふ とく
等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取り組
みにより、はったつしょう ひと しゃかい じゅうぶんかつやく
発達障がいのある人たちが社会で十分活躍できるよ
う、しえん たいせいづくり とく
う、支援の体制づくりに取り組んでいます。

はったつしょうがいしゃしえんたいせいせいびじぎょう
発達障害者支援体制整備事業

平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、発達障がいのある人たちが社会で十分活躍できるよう、支援の体制づくりに取り組んでいます。

おも とりくみ
<これまでの主な取組>

○ 発達障がい者支援に関する関係機関等での情報提供・意見交換を行い、課題や問題点、対応策等について情報・知識の共有化を図ってきました。

○ 発達障がいのある方の作品展の実施や普及啓発用冊子の作成などを通じて、広く市民に対し発達障がいについて理解促進を図ってきました。

こんご おも とりくみ
<今後の主な取組>

○ 地域の福祉・医療関係機関、親の会など、発達障がい者を支援する立場の専門家の協力を得ることにより、普及啓発用冊子を作成・配布するなど、引き続き様々な手法で普及・啓発を図ります。

○ 区役所の各相談窓口の職員を対象に発達障がいに関する知識と情報の提供を内容とする研修会等を開催し、日常業務へのバックアップを一層充実します。

○ 親支援を業務とする専門職を対象とした人材育成として、発達障がい支援技術に関する専門職研修（臨床実習）のプログラムに基づき、実習の定例化に向け準備を進めます。

○ ペアレントメンター（親の相談役となる人）の養成研修や、巡回支援専門員による巡回指導事業を行うことにより、支援の充実を図ります。

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（**、**ページ）もご覧ください。

◆ グループホーム等の整備推進

グループホーム・ケアホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場を充実します。

⇒ 障がい福祉計画の部（**ページ）もご覧ください。

◆ 地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所（地域生活体験室）に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある方の地域移行を促進します。

◆ 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組
 市営住宅抽選時の優遇や、あんしん賃貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の方、障がいのある方など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

◆ 入所施設等との情報共有・連携
 地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

＜重点取組＞

◆ 補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

⇒ ** ページ参照

◆ 福祉用具の普及（展示、リサイクルなど）

福祉用具の常設展示コーナーの設置や、不用になった福祉用具等のリサイクルに関する情報の橋渡しを行うなど、普及に努めます。

◆^{ふくしさんぎょうきょうどうけんきゅうじぎょう}福祉産業共同研究事業

^{いりょう かいご かんご ふくしぶんや さんがくかん きょうどうけんきゅう けんきゅう}
医療・介護・看護・福祉分野の産学官による共同研究、研究
^{かいはつ そくしん はか}
開発の促進を図ります。

基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

- ^{かくしゅけんしゅう じっし ぼらんてい あかつどう たい しえん つう}各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、
^{ちいきふくしかつどう にな じんざい いくせい つと}地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

<重点取組>

◆ ^{ぼらんてい あしんこうじぎょう}ボランティア振興事業 ^{けんしゅう}ボランティア研修センターの ^{うんえい}運営 (再掲) ^{さいけい}

⇒ ** ^{ページさんしょう}ページ参照

◆ ^{ふくしサービス 提供事業 者等}福祉サービス提供事業者等に対する ^{けんしゅう}研修の ^{じゅうじつ}充実 (再掲) ^{さいけい}

⇒ ** ^{ページさんしょう}ページ参照

◆ ^{ぼらんてい あとう}ボランティア等の ^{ちいきふくしりよく}地域福祉力を ^{かつよう}活用した ^{しえんたいせい}支援体制の ^{じゅうじつ}充実の ^{けんとう}検討 (再掲) ^{さいけい}

⇒ ** ^{ページさんしょう}ページ参照

◆ ^{げんき}元気な ^{しえんじぎょう}まちづくり支援事業

^{く ちいき とくせい い}区や地域の特性を活かした ^{げんき みりよく}元気で魅力あふれる ^{ちいき}地域づくりの
^{すいしん もくてき}推進を目的として、^{く そういくふう さいりょう}区の創意工夫や裁量によって、^{しょう}障がいのある
^{かた}方をはじめ ^{しみん}市民が ^{しゅたいてき}主体的に ^{おこな}行う ^{ちいきかだいはいけつ}地域課題解決に向けた ^む取組に
^{たい}対する ^{しえん}支援を ^{おこな}行います。

かんれんけいかく ぶんや せいかつしえん
関連計画 (分野 5-2 : 生活支援)

- ◆ さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
札幌市地域福祉社会計画
- ◆ さっぽろしじゅうたくますたーぷらん
札幌市住宅マスタープラン2011
- ◆ さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく
札幌市市民まちづくり活動促進基本計画
- ◆ さっぽろしさんぎょうしんこうびじょん
札幌市産業振興ビジョン
- ◆ さっぽろししょうひしゃきほんけいかく
札幌市消費者基本計画

ぶんや 分野 6-3 ほけん 保健・医療

げんじょう 現状と課題

こどもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見が図られる体制や、きめ細かに相談を受けられる体制が必要であると考えられます。

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を医療機関に対して一層促進する必要があると考えられます。

精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その負担軽減を求める声が寄せられています。

きほんほうしん 基本方針

基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

基本方針2 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

きほんしさく 基本施策

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

基本施策3 精神保健・医療の充実

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

＜重点取組＞

◆妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆母子関連マス・スクリーニング検査

新生児、乳幼児、妊婦を対象とした母子保健全般にわたる病気の早期発見のためのマス・スクリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけるとともに、母子保健情報の共有化を図るため、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センターとの緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつける体制の構築を図ります。

◆乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児
 の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、
 視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がい等を持った子ども
 を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然
 に防止するとともに、育児に関する指導を行い、もって乳幼児の
 健康の保持及び増進を図ります。

◆子どものころとからだに関する医療提供体制の充実
 障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障
 がい児への適切な医療支援体制を構築するため、平成27年4月
 平成25年（予定）に市立札幌病院静療院の大規模改修を行い、
 静療院児童心療センターと発達医療センターの機能を統合し
 た新医療機関を開設します。

◆療育指導（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）
 発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた
 療育を実施すると同時に保護者の複雑で不安な気持ちを
 受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の
 子どもに合った進路を共に考え必要な情報を提供します。
 また、ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児についても、
 保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促す
 とともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。

◆児童発達支援センターの運営（障害児通所支援サービス）
 児童福祉法に基づき、肢体不自由児や知的障がい児に対する

みぢか りょういく ば きのうくんれん りょういくしどう おこな
身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、
ちいき しょう じ ほごしゃ たい しえん おこな
地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする
かくしゅきゅうふじぎょう ひ つづ おこな しょう かた たい いりょう じゅうじつ
各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実
はか
を図ります。
- 医療的ケアが必要な重度障がいのある方に対する保健・医療・福祉
いりょうてきけ あ ひつよう じゅうどしょう かた たい ほけん いりょう ふくし
の連携体制の充実を図ります。
- 札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。
さっぽろしどくじ のぞ いりょうたいせい こうちく む とりくみ すす

＜重点取組＞

◆ 自立支援医療費の支給

しょう ひと たい しんしん しょう けいげん はか
障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、
じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりょう じりつしえん
自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援
いりょうひ てきせつ しきゅう おこな
医療費の適切な支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
しょう かた いりょうひ ふたんけいげん はか くに
障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
たい はたら
対して働きかけてまいります。

◆ 重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじよせい
重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成し、も
じゅうどしんしんしょう かた ほけん こうじょう きよ
って重度心身障がいのある方の保健の向上に寄与するとともに
ふくし そうしん はか
福祉の増進を図ります。

◆ 医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方に対する地域生活支援の充実の検討（再掲）

⇒ **ページ参照

◆ さっぽろ医療計画の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた医療体制の構築を基本理念とするさっぽろ医療計画に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り組めます。

基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、障がいのある方に対する医療の充実を図ります。
- 精神科医療における重層的な救急医療体制の充実整備を図ります。
- 精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけてまいります。

◆**精神科救急情報センター運営**

精神障がいのある方やその家族から、電話により精神科受診に
係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病
院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、
警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆**ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）**

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を一人でも多く減らすため、
面談や電話による相談支援、人材養成、普及啓発等の各事業を行います。

◆**精神科救急医療体制の充実**

緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるように、
整備された精神科救急医療体制の安定的な維持と、さらなる充実を図ります。
特に、精神科初期救急医療の取組として平成26年度から札幌市で導入した全国初の取組となる「こころの安心カード」の普及啓発や、
より円滑な精神科救急医療体制のあり方などを検討します。

せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい せいび
精神科救急医療体制の整備について

とりくみがいよう
<取組概要>

きんきゅうてき せいしんかいりょう ひつよう しみん じんそく てきせつ いりょう
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を
うけることができるように、じゅうそうてき きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか
重層的な救急医療体制の整備を図ります。

こんご けんとうないよう
<今後の検討内容>

しりつさっぽろびょういん しんたいがっぺいしやう ふく せいしんか ききゅうきゅう
〇 市立札幌病院において身体合併症を含む精神科3次救急の
ほんかくてき かいし よてい へいせい ねんど けいき あんていてき
本格的な開始が予定されている平成25年度を契機として、安定的
いじ にちあんしん せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ
に維持され365日安心のできる精神科救急医療体制の充実を
はか
図ります。

ほんし ふく せいしんかきゅうきゅういりょうけん やかん ききゅうじつ
〇 本市が含まれている精神科救急医療圏において、夜間・休日の
きゅう にゅういんちりょう たいおう くうしやうすう ふ
急な入院治療に対応できる空床数を増やします。

せいしんかきゅうきゅうじやうほう きのうきやうか はか
〇 精神科救急情報センターの機能強化を図ることができるよう
けんとう
検討します。

しんりやうじやい し せいしんかきゅうきゅういりょう さんかく じきゅうきゅう かた
〇 診療所医師の精神科救急医療への参画と1次救急のあり方
くに かんけいだんたい ぎろん けいか けんとう すす
を、国や関係団体での議論の経過などもみながら、検討を進めます。

かんれんけいかく ぶんや ほけん いりょう
関連計画（分野6-3：保健・医療）

さっぽろしこ みらいぶらん
◆札幌市子ども未来プラン

いりやうけいかく
◆さっぽろ医療計画

さっぽろしじさつそうごうたいさくこうどうけいかく
◆札幌市自殺総合対策行動計画

ぶんや きょういく いくせい
分野7-5 教育・育成

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

ふあん かか おや しんじょう よ そ しょう げんいん
不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの原因となる
しっぺい そうきはっけん そうきりょういく と く ひつよう かんが
疾病の早期発見・早期療育に取り組む必要があると考えられます。

しょう
障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいて
ひつよう しえん う しょう
も、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせる
ような体制に努める必要があると考えられます。

また、すみ慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切
な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

しょう
障がいのある子ども本人に対する支援のほか、おや たい せいしんてき
親に対する精神的
なフォロー（ペアレントメンター）を行うなど、りょういくめん そうだんしえん
療育面での相談支援
たいせい じゅうじつ
体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

へいせい25ねんどしゅう じしゃじったいとうちょうさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

こんご きょういく りょういく ちから
今後の教育や療育について力をいれるべきこと

ぎむ きょういくしゅうりょうご しんろ しゅうしょくさき かくほ しょう じちょうさ
・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 49.0%）

しょう おう きょういくないよう じゅうじつ しょう じちょうさ
・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 45.9%）

つうじょう がっきゅう ほいくじょ ようちえん うけいれ じゅうじつ しょう じちょうさ
・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 33.1%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん 1 りょういく きょういく いりょう ふくし こようとう かんけいきかん れんけい
基本方針1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携の
と、にゅうようじき がっこうそつぎょうご いっかん しえんたいせい
乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の
じゅうじつ はか
充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、
 住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が
 受けられる環境づくりを推進します。

◆基本施策

- 基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 基本施策2 早期療育の充実
- 基本施策3 学校教育の充実
- 基本施策4 卒業後の支援

基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な
 相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談
 支援体制の充実に努めます。

<重点取組>

◆幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センター
 における来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした
 「地域教育相談」を実施します。

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）

⇒ ** ページ参照

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

◆ 子どもの権利救済機関の運営（再掲）

⇒ **ページ参照

◆ 発達障害者支援体制整備事業（再掲）

⇒ **ページ参照

基本施策2 早期療育の充実

- 子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。

<重点取組>

◆ 私立幼稚園特別支援教育事業

私立幼稚園に支援員を派遣し巡回相談を行う「幼稚園訪問支援」を実施するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受入を推進するとともに、教育の充実に図り、適切な保育環境を提供します。

◆ 障がい児保育巡回指導

保育に欠ける心身に障がいのある児童を、障がいのない

じどう しゅうだんほいく せいちょうはったつ そくしん
児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進す
るとともに児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、
しょう じほいく じゅうじつ はか じゅんかいしどう おこな ひつよう
障がい児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に
おう ほいくしゃ ほごしゃ たい しどう じゃげん おこな
応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆ ほうかごじどうからぶとう しょう じ うけい
◆ 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

しょう じどう けんぜんいくせいおよ ほごしゃ たい しえん
障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援とし
て、しょう じどう うい かん しどういん かはい
て、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配でき
るようにするなどし、こ しょう おう はいりよ
子どもの障がいに応じた配慮をしながら、
しょう じどう おな じどうかいかんおよ じどうかいかん
障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を
りよう かんきょう すす
利用できる環境づくりを進めます。

また、みんかんじどうかいせいかい ほごしゃ しゅうろうとう
民間児童育成会についても、保護者が就労等している
しょう じどう とうろく ばあい じよせいぎん かさん
障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するな
ど、かくかい うけい そくしん はか
ど、各会における受入れの促進を図ります。

◆ しょうがいじつうしよしえん さーびす えんかつ ていきよう
◆ 障害児通所支援サービスの円滑な提供

じどう ふくしほう もと みちか ちいき つうしよしえん
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として
じどうかいせいしえん ほうかごとう いばしよ ほうかごとうでい
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等デイ
さーびす ほいくしよとう あんてい りよう そくしん ほいくしよとう
サービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等
ほうもんしえん えんかつ ていきよう
訪問支援」を円滑に提供します。

きほんしさく がっこうきょういく じゅうじつ
基本施策3 学校教育の充実

とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと ちいき がっこう まな
○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、
きょういくかんきょう せいび すいしん
教育環境の整備を推進します。

しょう こ こ おな ば とも まな
○ 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶこ

めざ いんくるーしぶ きょういくしすてむこうちく む くに とりくみ ふ
 とを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏
 まえつつ、ひとりひとりのきょういくてきにーず おう しどう ていきょう
 多様で柔軟な仕組みづくりを進めていきます。

＜重点取組＞

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実
 とくべつ きょういくてきしえん ひつよう しどうせいと ここ ちから
 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力
 を最大限に発揮できるよう、「サポートファイル」さっぽろ学びの
 てちょう つうじょう がっきゅう まな まな かつよう
 手帳」や、通常の学級における「学びのサポーター」の活用
 により一人一人に応じた一貫した教育的支援の充実を図ります。

◆地域で学び育つための教育環境の整備
 とくべつ きょういくてきしえん ひつよう しどうせいと きょじゅう ちいき
 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する地域の
 がっこう まな とくべつしえんがっきゅう せいび すいしん
 学校で学べるよう、特別支援学級の整備を推進します。

◆市立高等養護学校における教育の充実
 しりつこうとうようごがっこう きょういく しゅうじつ
 市立高等養護学校において、就労促進を図るための教育
 ないよう みなお けんとう すす
 内容の見直しについて検討を進めます。

基本施策4 卒業後の支援

- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につな
 げるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの
 りよう そうだんしえんたいせい しゅうじつ はか
 利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

しりつとくべつしえん こうとうようごがっこう きょういく じゅうじつ さいけい
◆市立特別支援高等養護学校における教育の充実（再掲）

⇒ **ページ参照

しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ しょう しやしゅうぎょう せいかつそうだんしえんじぎょう さいけい
◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）

⇒ **ページ参照

そうだんしえんじぎょう じゅうじつ さいけい
◆相談支援事業の充実（再掲）

⇒ **ページ参照

かんれんけいかく ぶんや きょういく いくせい
関連計画（分野7-5：教育・育成）

さっぽろしょうじしんこう はか あら
◆札幌市幼児振興を因るための新たなしくみづくり

さっぽろしきょういくしんこうとくべつしえんきょういくきほんけいかく
◆札幌市教育振興特別支援教育基本計画

さっぽろしこ みらいぶらん
◆札幌市子ども未来プラン

さっぽろしじどうそうだん
◆札幌市児童相談体制強化プラン

ぶんや 分野 8.6 こよう しゅうろう 雇用・就労

げんじょう かだい <現状と課題>

しょう しょう しやこよう そくしん くに しょう しやこようしさく ちゅうしん 障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、かんけいきかん れんけい と く ひつよう かんが 関係機関が連携して取り組む必要があると考えられます。

しょう しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう 障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用のば かくほ む とりくみ もと 場の確保に向けた取組が求められています。

また、しゅうろう しえん じぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん 就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃すいじゆん こうじょう もと 水準の向上が求められています。

へいせい ねんどしゅう じしゃじったいとうちょうさ <平成25年度障がい児者実態等調査から>

しごと つづ はじ ひつよう 仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

じぶん あ しごと はたら ば み しょう 自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある（障がい者調査 39.8%、難病患者調査36.4%）

きんむじかん ちょうせい しょう しゃじちようさ なんびょうかんじゃ 勤務時間が調整できる（障がい者児調査 25.3%、難病患者調査40.9%）

しよくば しごと しえん しょう しゃちようさ 職場で仕事がしやすいよう支援してくれる（障がい者調査 28.5%）

きほんほうしん ◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう 基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい と く しえん 福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援のじゅうじつ きょうか はか 充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。

◆基本施策	
基本施策 1	個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
基本施策 2	雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）
基本施策 3	福祉的就労における工賃向上
基本施策 4-3	福祉施設から一般就労への移行推進

基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○ 国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、ジョブサポーターや支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

◆障がい者就業支援事業

国との共催により、障害者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのあ

かた しゅうしょくかつどう しえん こようそくしん はか
る方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- ~~障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。~~

＜重点取組＞

◆ 障がい者協働事業

障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある方の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

札幌市役所や札幌市社会福祉総合センター、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

◆ 資源選別センターにおける雇用の場の提供

容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の推進に寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別業務」に従事する一部の方に知的障がいのある方を雇用し、就労の場を提供しています。

◆ 就労支援サービスの円滑な提供

しょうがいしゃ **そうごう** じりつしえんぽう もと いっぱんきぎょうとう しゅうろう
障害者 **総合** 自立支援法に基づき、一般企業等への就労を
きぼう かた いっぱんきぎょうとう しゅうろう こんなん かた ちしき およ
希望する方や一般企業等での就労が困難な方に、知識及び
のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな しゅうろうしえんさ ーびす
能力の向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを
えんかつ ていきょう
円滑に提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部(79、80ページ)もご覧ください。

◆ せいひん はんろかくだいしえん きほんしさく
製品の販路拡大支援 (⇒基本施策3へ)

◆ はっちゅうきかい かくじゅう じゅちゅうちようせいしえん げんき
発注機会の拡充、受注調整支援(元気ジョブアウトソーシング
うんえいじぎょう きほんしさく
グセンター運営事業) (⇒基本施策3へ)

きほんしさく ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう 基本施策3 福祉的就労における工賃向上

○ しょうがいしゃ **そうごうしえんぽう** しゅうろうしえんさ ーびす さっぽろしどくじ とりくみ
障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組
により、しょう しゃしせつ ふくしてきしゅうろう こうちん こうじょう はか
障がい者施設(福祉的就労)における工賃の向上を図りま
す。

じゅうてんとりくみ <重点取組>

◆ せいひん はんろかくだいしえん
製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえん せんたー ちいききょうどうさぎょうじょ うんえいきょうかとう
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を
はか せいひん れべるあっぷ うんえいめん たい しどうとう おこな
図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行
います。

また、しょう かた しせつとう せいひん はんばい
障がいのある方が施設等で作った製品を販売する
じょうせつてんぽ げんきしょっぷ せっちうんえい せいひん こうにゅう
常設店舗として「元気ショップ」を設置運営し、製品の購入を
つう しみん しょう たい りかいそくしん しょう かた
通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある方の
こうちん そうがく めざ
工賃の増額を目指します。

◆ **発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）**

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンター機能を設置・運営し、障がいのある方の工賃向上を目指します。

◆ **障がい者施設等からの優先調達の推進【→新規追加】**

障がい者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達を推進します。

◆ **元気デザイン向上事業【→新規追加】**

障がい者施設等の製品価値を向上させるため、障がい者施設等とクリエイターをマッチングし、デザイン向上の取組を支援します。

基本施策 4-3 福祉施設から一般就労への移行推進

- 障がい者総合自立支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

＜ **重点取組** ＞

◆ **障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキル**

アップ事業)

障がいのある方の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、より充実した研修を行うなど、障がい者雇用の推進を図ります。

◆ 就労移行支援サービスの提供

障害者総合自立支援法に基づき、一般就労のために必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援サービスを円滑に提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部（**ページ）もご覧ください。

◆ 就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

【参考】札幌市独自の就労支援の取組について

1 一般就労の支援（民間企業等へ雇用を希望される方）

（1）障がい者就業・生活相談支援事業

専門の相談員が、就労と生活面の相談を行い、ハローワーク等と協力・連携して、民間企業に就職できるようサポートします。

（2）障がい者協働事業

障がいのある方を5人以上雇って、障がいのある方、障がいのない方が共に働くことにより、障がいのある方の継続した雇用

~~ば め ざ
の場を目指します。~~

~~さっぽろしやくしょ せっち げんき じぎょう
札幌市役所ロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を
かつよう うんえい
活用して運営しています。~~

~~2 福祉的就労の支援（障がい者施設で働いている方）~~

~~(1) 元気ショップの設置~~

~~しょう かの しせつとう せいひん はんばい てんぽ
障がいのある方が施設等でつくった製品を販売する店舗です。
せいひん こうにゆう つう しょう かの たい りかいそくしん しょう
製品の購入を通じて、障がいのある方に対する理解促進や、障
かた こうちん こうじょう め ざ
がいのある方の工賃の向上を目指します。~~

~~げんき
・元気ショップいこへる~~

~~ばしょ さっぽろえきにし
場所：JR札幌駅西コンコース~~

~~げんき
・元気ショップ~~

~~ばしょ ちかてつとうざいせんおどおりえき
場所：地下鉄東西線大通駅コンコース~~

~~(2) 元気ジョブアウトソーシングセンターの運営~~

~~しょう しゃしせつ おこな せいそう いんさつとう
障がい者施設で行っている清掃・印刷等のサービスについて、
みんかんきぎょうとう じゅはっちゅう ちょうせいとう おこな
民間企業等からの受発注の調整等を行います。~~

ぶんや じょうほう こみゆにけーしょん
分野7 情報・コミュニケーション

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょう とくせい はいりょ ほうほう じょうほうていきょう こみゆにけーし
障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション
よんしえん もと
支援が求められています。

しょう どうじしやみずか ふくし さーびす せんたく ふくし
障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に
かん じょうほうていきょう じゅうじつ ひつよう かんが
関する情報提供を充実する必要があると考えられます。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん じょうほう ばりあふりーか すいしん しょう とくせい おう
基本方針1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた
じょうほうていきょう こみゆにけーしょんしえん じゅうじつ はか
情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、
じりつ しゃかいさんか しえん
自立と社会参加を支援します。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく じょうほう ばりあふりーか すいしん
基本施策1 情報バリアフリー化の推進

きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ
基本施策2 情報提供の充実

きほんしさく こみゆにけーしょんしえんたいせい じゅうじつ
基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

きほんしさく じょうほう ばりあふりーか すいしん
基本施策1 情報バリアフリー化の推進

ぶんや
(⇒分野2, 3へ)

きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ
基本施策2 情報提供の充実

ぶんや
(⇒分野2へ)

きほんしさく こみゆにけーしょんしえんたいせい じゅうじつ
基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

ぶんや
(⇒分野3へ)

ぶんや あんぜん あんしん
分野9 安全・安心

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ ほっせい ひがしにほんだいしんさい けいき さいがいじ あんぜん
平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全

たいさく かんしん たか しょう かた ようし
対策についての関心が高まっており、障がいのある方をはじめ要支

えんしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう
援者の避難支援の取組を充実する必要があります。

ちいき みまも ささ あ つう しょう かた
また、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある方の

こりつ ぶんせ かんきょう ひつよう
孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

へいせい ねんどしゅう じしゃじつたいとうちょうさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

ぼうさい かん ぶん かん
防災に関して不安に感じること

ひなんばしょ せいかつ ぶん しょう しゃちょうさ しょう
・避難場所でうまく生活できるか不安(障がい者調査53.7%、障

じちょうさ なんびょうかんじゃちょうさ
がい児調査71.4%、難病患者調査65.2%)

さいがいじ てだす ひと しょう しゃちょうさ
・災害時に手助けしてくれる人がいない(障がい者調査

しょう じちょうさ なんびょうかんじゃちょうさ
20.7%、障がい児調査 32.4%、難病患者調査 29.2%)

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう かた ちいき あんぜん あんしん
基本方針1 障がいのある方が地域で安全・安心に生活することがで
きるよう、ぼうさいたいさく さいがいじ ようえんごしゃたいさく すいしん
防災対策や災害時における要援護者対策を推進
します。

きほんほうしん しょう かた ちいき こりつ ちいき きょうじょ
基本方針2 障がいのある方が地域で孤立しないよう、地域の共助に
じゅうそうてき みまも たいせい こうちく
よる重層的な見守り体制を構築します。

きほんしさく
◆基本施策

基本施策1 雪や災害に強いまちづくりの推進

基本施策2 災害時における要援護者対策の推進

基本施策3 地域における見守り活動の推進

基本施策4 消費者被害の防止

基本施策1 雪や災害に強いまちづくりの推進

- 冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。
- 市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

<重点取組>

◆冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある方も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆福祉産業共同研究事業（再掲）

⇒ **ページ参照

◆住宅防火対策の推進

住宅防火訪問、福祉事業従事者を対象とした研修会等の

じっし じゅうたくようかさいけいほうき せっちおよ い じ かんり かか ぶきゅうけいはつとう
実施、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る普及啓発等、
じゅうたくぼうかたいさく すいしん
住宅防火対策を推進します。

◆ 障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討

にゅうしょ しせつ とう きょじゅう あんぜん はか しせつ しゅうぜん とう
入所施設等の居住の安全を図るための施設修繕等に
たい しえん おこな けんとう
対して支援を行うことを検討します。

◆ 社会福祉施設等の安全対策の推進

しゃかいふくししせつ とう あんぜんたいさく すいしん
社会福祉施設における安全安心を確保するため、消防局・
しゃかいふくししせつ とう あんぜんあんしん かくほ しょうぼうきょく
保健福祉局・都市局の関係部局の連絡協議の場として「札幌市グ
ループホーム等安全安心連絡協議会」を設置し、情報交換を
どうあんぜんあんしんれんらくきょうぎかい せっち じょうほうこうかん
図りながら、施設関係者を対象とした研修会の実施、合同
はか しせつ かんけいしゃ たいしょう けんしゅうかい じっし こうどう
立ち入り検査等を実施するほか、訓練チェックリストを活用した
たちいりけんさとう じっし くんれん かつよう
自衛消防訓練の実施など、さらなる安全安心に向けての取組を
じえいしょうぼうくんれん じっし あんぜんあんしん む とりくみ
推進します。

基本施策2 災害時における要支援者対策の推進

- 災害時における要支援者について、地域が主体となっ
て実施する仕組みづくりを促進します。

＜重点取組＞

◆ 札幌市地域防災計画等における災害時要支援者対策

さいがい はっせい ばあい かんけいきかん れんけい かくしせつ
災害が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の
じょうきょう およ ひなん しょう かた はあく おこな
状況及び避難した障がいのある方の把握を行うことや、
ひなんご しょう かた じょうほうていきょう はあく
避難後は、障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、

ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送するなど、災害時要支援援護者の対策を推進します。

また、「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大规模改修・改築に併せて、玄関スロープや車いす対応トイレの設置など、避難場所の環境整備を推進します。

◆ 災害時要支援援護者避難支援対策

「災害時要支援援護者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある方や高齢の方など（災害時要支援援護者）の手助けを、地域が主体となって実施する仕組づくりを促進します。

平成20年度から3年間にわたり、災害時要支援援護者避難の仕組づくりに関する普及啓発活動として出前講座を行うとともに、行政の積極的な支援による先進事例を創出するため、モデル地区を選定し事業を進めてまいりました。

今後においては事例の蓄積を踏まえ、全市に災害時要支援援護者の支援の取組を広げるため、各区保健福祉部に事業を移し、地域における取組を促進します。

また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、運用方法について検討を進めます。

◆ 障がいのある方の避難訓練等への参加促進【→新規追加】

災害時において、障がいのある方が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある方

たい ちいきとう おこな ひなんくんれんとう さんか そくしん
に対し、地域等で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

じしん ふうすいがいとう だいきほ さいがい はっせい ばあい ひなんじよ
地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での
せいかつ けいぞく こんなん ようえんごしゃ みんかん しょうがいしゃしえんせつとう いそう
生活の継続が困難な要援護者を、民間の障害者支援施設等へ移送
するため、関係機関と協定を締結しています。

基本施策3 地域における見守り活動の推進

○ 障がいのある方の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによ
ちいきふくしかつどう じゅうじつ はか
る地域福祉活動の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆知的障がいのある方の見守り事業【→新規追加】

しょうがいふくしサービスを受けていない知的障がいのある方の現
じょう はあく ふくしがいど かつよう サービスとう りようあんない
況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、
みんせいいいん きょうりょく みまも かつどう じっし ちいき
民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域
ふくしサービスとのつながりを拡大・強化するとともに、市民
ちてきしょう たい りかい ぶか
の知的障がいに対する理解を深めます。

◆相談支援事業の充実

⇒ **ページ参照

◆企業などとの連携推進【→新規追加】

たよう しゃかいしげん ちいき みまも かつよう たくはいじ
多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事
ぎょうしゃ みまも きょうてい ていけつ すいしん きぎょう
業者などとの見守り協定の締結を推進するとともに、企業や
えぬびーおー じぎょうかつどう なか ようしえんしゃ はっけん さい
NPOなどが事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の
かくにん つうほうたいせい じゅうじつ はか
確認・通報体制の充実を図ります。

基本施策 4 消費者被害の防止

○ 障がいのある方の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

<重点取組>

◆消費者被害防止ネットワーク事業

地域に消費者問題に精通する消費生活推進員を配置し、関係機関とのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。

◆テレビ電話を活用した聴覚障がい者を対象とした消費生活

相談（再掲）

⇒ **ページ参照

◆権利擁護の推進（再掲）

⇒ **ページ参照

関連計画（分野9：安全・安心）

◆札幌市冬のみちづくりプラン

◆札幌市地域防災計画

◆札幌市避難場所基本計画

◆札幌市避難場所基本計画実施プラン

◆札幌市地域福祉社会計画

◆札幌市災害時要援護者対策避難支援ガイドライン

◆第2次札幌市消費者基本計画

ぶんや **分野108** すぽーつ ぶんか **スポーツ・文化**

げんじょう かだい
<現状と課題>

みずか いし せんたく じんせい せいちょうかてい
自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞ
れの人ひとの興味・関心きょうみ かんしんや生活領域せいかつりょういきに応じ、さまざまな活動かつどうや学習がくしゅうを
つづけていくことは重要じゅうようであると考えられます。

しょう しょう ひと すぽーつ ぶんか げいじゅつ かつどう とう おこな さい ひつよう
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要
となる配慮はいりょや支援しえん等が提供ていきょうされるための環境かんきょうの整備せいびが求められて
います。また、活動かつどうを通じて、障がいのある人ひとと障がいのない人しょうがいのないひとが
こうりゅう しょう ひと たい りかい ふか じゅうよう
交流し、障がいのある人に対する理解りかいを深めることが重要じゅうようである
と考えられます。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん すぽーつ ぶんか げいじゅつ かつどう とう つう しょう ひと
基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と
しょうがいのない人しょうがいのないひととの交流こうりゅうの機会きかいを充実じゅうじつし、障がいのあ
る人ひとに対する理解促進りかいそくしんを図ります。

きほんほうしん しょう しゃ すぽーつ しょう しゃ ぶんか げいじゅつ かつどう しえん
基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、
こころゆた ちいきせいかつ しえん
心豊かな地域生活を支援します。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく すぽーつ ぶんか げいじゅつ かつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん
基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

きほんしさく すぽーつ ぶんか げいじゅつ かつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん
基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- しょうがいのある人しょうがいのあるひとがスポーツや文化芸術活動ぶんか げいじゅつ かつどうに気軽きがるに参加さんかできるよ
う、施設しせつのバリアフリー化ばりあふりーかや活動機会かつどうきかいの充実じゅうじつに努めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツ指導員の養成やスポーツ教室、クラブの紹介

など、障がい者スポーツ団体が行う活動を支援することにより、

障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方が
スポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高める
とともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

◆ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある方が広く気軽にスポーツ施設を利用できるよ
うにするため、車いす対応エレベーターの設置及び身障者用
多目的トイレへの改修を行います。

◆ さっぽろ市民カレッジ

総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、
学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることによ
り、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづく
りを促進します。

◆ 文化芸術活動に対する支援

市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の

じゅうじつ ふんかげいじゆつかつどう たい しえん ふんかげいじゆつしんこう
充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のた
めかんきょう すす
めの環境づくりを進めます。

◆ ^{しょう}障 ^{かた}がいのある方を ^{しえん}支援する ^{どくしょさーびす}読書サービスの ^{けんとう}検討
^{しんたいしょう}身体障がいや ^{はったつしょう}発達障がいなど、^{さまざま}様々な ^{しょう}障 ^{かた}がいのある方を
^{しえん}支援するための ^{どくしょさーびす}読書サービスや ^{としょかんしせつ}図書館施設の ^{かた}あり方について
^{けんとう} ^{おこな}検討を行います。

◆ ^{ちてきしょう}知的障 ^{しゃ}がい者のための ^{せいじんがっきゅうじぎょう}成人学級事業
^{とくべつしえんがっこう}特別支援学校または ^{ちゅうがっこう}中学校の ^{とくべつしえんがっきゅう}特別支援学級などを ^{しゅうりょう}修了し、
^{しゃかいさんか}社会参加しているまたは ^{かた}しょうとする方を ^{たいしょう}対象に、^{いっばんしゃかい}一般社会
^{ちしき}知識の ^{しゅうとく}習得や ^{たいりょく}体力づくり、^{にんげんかんけいとう}人間関係等、^{しゅうだんせいかつ}集団生活や ^{たいけん}体験の場を
^{とお}通して ^{しゃかいせいかつ}社会生活によりよく ^{たいおう}対応できる ^{にんげんけいせい}人間形成を ^{めざ}目指し、^{じつ}実
^{せいかつ}生活に ^{そく}即した ^{がくしゅう}学習を ^{おこな}行います。

◆ ^{とくべつしえんがっこう}特別支援学校・^{ちいきれんけいじぎょう}地域連携事業
^{がっこうきゅうぎょうび}学校休業日に ^{とくべつしえんがっこう}特別支援学校の ^{がっこうしせつ}学校施設を ^{かつよう}活用し、^{じどう}児童・^{せいと}生徒
^{とくせい}の特性に ^{おう}応じた ^{かつどう}活動を ^{うなが}促す場を ^ば提供 ^{ていきょう}することを ^{もくてき}目的として、
^{かくしゅぎょうじ}各種行事の ^{かいさい}開催や ^{ぼらんていあぐるーぷ}ボランティアグループとの ^{こうりゅうとう}交流等を ^{おこな}行いま
す。

◆ ^{さっぽろしけんこう}札幌市健康づくりセンターの ^{せんたー}利用促進 ^{りようそくしん}【→新規追加】 ^{しんきついか}

^{しょう}障 ^{ひと}がいのある人が ^{けんこう}健康づくりに ^と取り組む ^{きかい}機会を ^{ていきょう}提供するた
^{さっぽろしけんこうづくりせんたー}め、札幌市健康づくりセンターの利用を ^{りよう}促すとともに、^{うなご}運動
^{しどういん}指導員や ^{りがくりょうほうし}理学療法士による ^{けんこう}健康づくりの ^{しえん}支援を ^{おこな}行います。

かんれんけいかく ぶんや すぽーつ ぶんか
関連計画（分野 8：スポーツ・文化）

◆ さっぽろししょうがいがくしゅうすいしんこうそう
札幌市生涯学習推進構想

◆ さっぽろしぶんかげいじゅつきほんけいかく
札幌市文化芸術基本計画

◆ だい じさっぽろしこども どくしょすいしんけいかく
第2次札幌市子どもの読書推進計画

◆ さっぽろしけんこう きほんけいかく
札幌市健康づくり基本計画